

令和8年度熊本市観光消費動向等調査・分析業務委託に関する質問及び回答

No.	質問	回答
1	<p>本事業における調査・分析対象について、以下のいずれかの対応は可能でしょうか。</p> <p>①調査対象を「国内観光客」に限定すること。</p> <p>②仕様書通り「国内外(訪日外国人含む)」を対象とする場合、訪日外国人のサンプル数(データ量)が限定的な状態での調査・分析であっても許容されること。</p>	<p>①および②いずれの対応も致しかねます。</p> <p>基本仕様書に定める内容につきましては、原則としてすべてを包含した形でのご提案をお願いしております。</p> <p>特に、訪日外国人に関する調査・分析は、本業務における基幹的な要素として位置付けているため、当該部分を除外すること、または限定的な取扱いとすることは認めておりません。</p>